

旭川市談合情報対応要領

第1 趣旨

この要領は、旭川市が発注する契約(以下「契約案件」という。)に係る入札の適正を期すとともに、入札に関し不正を疑わせる情報(以下「談合情報」という。)に対して的確な対応を行うため、必要な事項を定める。

第2 入札調査委員会

- 1 談合情報に対して的確に対応するため、旭川市入札調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、談合情報の提供があった場合には、次に掲げる事項を調査審議し、必要な事項を関係職員に指示するものとする。
 - (1) 談合情報の事実確認に関する事項
 - (2) 入札の中止、執行その他の談合情報に係る対応に関する事項
 - (3) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応に関する事項
- 3 委員会は、次の表の左欄に掲げる契約案件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる委員をもって組織する。

契約案件の区分	委 員
工事の請負及びこれに関連する委託業務	総務部総務監 総務部工事検査課長 当該工事を所管する部局の長 当該工事を所管する部局の課長 総務部契約課長
物品の購入、製造の請負、売払い、賃貸借及び委託業務	総務部総務監 総務部管財課長 当該事業を所管する部局の長 当該事業を所管する部局の課長 総務部契約課長

- 4 委員会の委員長は、総務部総務監をもって充てる。ただし、必要に応じて委員長代理を置くことができる。
- 5 委員長は、第5の第2項第1号イ又は第6の第1項に定める報告を受けた場合に委員会を招集するものとする。
ただし、緊急その他やむを得ない事情により、委員会を招集することができないときは、委員長は、副市長等との協議をもって委員会の審議に代えることができる。
- 6 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

7 委員会の事務局は、契約課に置く。

第3 談合情報の確認

- 1 契約案件について談合情報の提供を受けた者は、可能な限り当該談合情報の提供者(以下「情報提供者」という。)に対し次に掲げる事項を確認した上で、直ちに当該契約案件の契約事務を所管する部局(以下「所管部局」という。)に通報するものとする。
 - (1) 情報提供者の身元、氏名及び連絡先
 - (2) 契約案件名
 - (3) 入札(予定)日時
 - (4) 落札予定者及び落札予定金額
 - (5) 談合が行われた日時及び場所
 - (6) 談合に関与した者
 - (7) 落札予定者の決定方法
 - (8) その他談合情報に関する事項
- 2 情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。
- 3 談合情報の通報を受けた所管部局は、その内容を確認した上で、速やかに談合情報報告書（様式例1）を作成し、委員会に報告するものとする。

第4 談合情報の区分

談合情報として取り扱う情報は、対象となる契約案件が明らかなもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 談合に関する具体的な物証（メモ、録音テープ、写真等）が示されているもの
- (2) 談合に関与した者又は落札予定者の調整方法など談合に関する具体的方法が含まれているもの
- (3) 入札前には公表されていない情報を含むもので、その入手経過が分かるもの
- (4) 落札予定者、入札参加者等、入札結果との比較照合が可能な情報（業務内容又は過去の入札結果等から容易に類推可能なもの除去。）を含むもの
- (5) 談合の事実について特に調査が必要であると認められるもの

第5 入札執行前の談合情報への対応

1 談合情報の内容と入札の対応

談合情報の通報を受けた所管部局は、その内容を検討し、概ね次の区分により具体的な対応を行うものとする。

なお、情報提供者等と連絡を取ることが可能な場合には、あらかじめ十分な情報把握に努めるものとする。

- (1) 談合情報に該当しないと判断した場合又は談合情報が事実と異なる場合

通常の手続により入札を執行し、落札者を決定するものとする。

(2) 談合の疑いが強いと判断した場合

入札の執行を中止するものとする。

(3) 談合の疑いが強いと判断できない場合で、談合情報に落札予定者等の入札結果との比較照合が可能な情報が含まれていない場合

ア 第3項第1号及び第2号に定める事情聴取を行う。

イ 事情聴取の結果、談合の事実がないと判断したときは、通常の手続により入札を執行するものとし、これ以外の場合は、入札の執行を中止するものとする。

(4) 談合の疑いが強いと判断できない場合で、談合情報に落札予定者等の入札結果との比較照合が可能な情報が含まれている場合又は前号に定める事情聴取を入札前までに終えることが困難な場合（入札日の前々日以降に談合情報が寄せられた場合など）

ア 入札手続を継続するものとし、その執行は以下のとおりとする。

イ 入札に当たっては、その開始前に、「談合の事実があった場合には当該入札は無効とする」旨等の注意事項（別紙1）を参加者に示した上で執行する。

ウ 開札後、入札者及び入札金額を発表した上で落札の決定を保留し、次項により対応する。

(5) 郵便入札等入札執行後にその参加資格を審査する入札（以下「事後審査型競争入札」という。）の場合

原則として前号の規定を準用する。

2 落札保留とした場合の対応

所管部局は談合情報と入札の結果を比較照合し、次の区分により対応する。

(1) 入札の結果が、談合情報と一致しているとき

ア 次項に定める事情聴取を行う。

イ 事情聴取の結果及び入札の結果を委員会に報告し、その審議を求める。

(2) 入札の結果が、談合情報と一致していないとき

入札の結果を委員会に報告した上で落札者を決定し、契約締結の手続をとるものとする。

(3) 談合情報について特に調査が必要と判断したとき（事情聴取を入札前までに終えることが困難なため入札手続を継続したとき、及び事後審査型競争入札のときを含む。）

原則として第1号の規定を準用する。

3 事情聴取の実施

(1) 事情聴取は、複数の職員により行い、原則として所管部局の長及び課長が行う。

(2) 入札参加者全員から個別に事情聴取をし、その際に回答書（様式例2）を持参させる。入札参加者が共同企業体の場合は、必要に応じ構成員全員から事情聴取をする。

(3) 契約案件が工事及び工事に関連する委託の場合には、事情聴取に先立って、積算内訳書の提出を求めるものとする。

(4) 事情聴取の結果については、事情聴取書（様式例2-1）を作成し、委員会に報告する。

4 事情聴取後の委員会の審議結果と入札の対応

第2項第1号の報告を受けた委員会の委員長は、速やかに委員会を招集し、談合事実の有無及びその対応について審議、決定し、次の区分により必要な事項を所管部局に指示する。

- (1) 談合の疑いが強い又は談合の疑いを払拭できないと判断した場合

委員長は、所管部局に対し、入札を無効とするよう指示する。

- (2) 談合の事実を確認できないと判断した場合

委員長は、所管部局に対し、落札予定者から誓約書（様式例3）の徴収を行った上で落札者を決定するよう指示する。

5 所管部局は、第1項及び第2項の対応経過について談合情報経過報告書（様式例1－1）を作成し、委員会に報告する。

第6 入札執行後に談合情報を把握した場合の対応

1 入札執行後に談合情報の通報を受けた所管部局は、その内容を確認し、談合情報として取り扱う情報と判断（入札により落札者等が明らかになっていることに留意し、判断する。）した場合には、談合情報報告書を作成するとともに、第5の第3項に定める事情聴取を行い、入札の結果と合わせて委員会に報告する。

2 前項の報告を受けた委員会の委員長は、速やかに委員会を招集し、談合事実の有無及びその対応について審議、決定し、第3項及び第4項に定めるところにより必要な事項を所管部局に指示する。

3 契約締結以前の場合の対応

- (1) 談合の疑いが強い又は談合の疑いを払拭できないと判断した場合

委員長は、所管部局に対し、旭川市契約事務取扱規則第11条の規定に基づき、入札を無効とするよう指示する。

- (2) 談合の事実を確認できないと判断した場合

委員長は、所管部局に対し、落札者から誓約書（様式例3）の徴収を行った上で落札者を決定するよう指示する。

4 契約締結後の場合の対応

- (1) 談合の事実があったと判断した場合

委員長は、所管部局に対し、契約の解除、損害賠償の請求等必要な措置を検討するよう指示する。なお、契約の解除については、その履行期限や進捗状況等を考慮して判断し、また損害賠償の請求については、公正取引委員会等の判断により談合事実が確定したときに当該契約の契約条項に基づき請求するものとする。

- (2) 談合の事実を確認できないと判断した場合

委員長は、所管部局に対し、委員会の審議結果を報告するものとし、特段の指示は行わない。

第7 公正取引委員会への通報

- 1 公正取引委員会への通報は、入札を中止又は無効とした場合その他必要な場合に行うものとする。
- 2 前項の通報は、様式例4により事務局が行う。

第8 入札の中止等による新たな入札の手続

- 1 談合情報に基づいて入札の中止又は入札の無効を決定し、新たな入札を行う場合は、次の各号のいずれかの手続によるものとする。
 - (1) 当初の入札が一般競争入札の場合は、参加資格要件等を見直して一般競争入札を行うものとする。
 - (2) 当初の入札が指名競争入札の場合は、指名業者を全て入れ替えるものとする。ただし、この場合において必要な指名業者数を確保することができないときは、抽選で当初の指名業者の一部を入れ替え、又は一部を割愛することにより指名業者を選考する。
- 2 前項の手続を行うことにより、事業の遅延が避けられず、契約の相手方の選定に急を要するときは、短期間に限り、当該業務の前契約者等、適当な者と随意契約を行うことができるものとする。

第9 報道機関への対応

談合情報については、公正取引委員会の審査の妨げとなることがないよう、報道機関等から説明を求められた場合に限り対応するものとし、市として調査、対応した事実のみを明らかにするものとする。

第10 隨意契約の場合の準用

随意契約（見積合せを行う場合に限る。）において談合情報があった場合は、競争入札の手続に準じて取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年3月22日から施行する。
- 2 旭川市建設工事等に関する談合情報の取扱要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。